

工事名：新港ふ頭(港町海岸)護岸工事(R3-2)

質問内容	1) 単23号の防護柵(P種)の材料費をご教授願います。
	2) 今回は、敷き鉄板が計上されていませんが、協議対象でしょうか。
	3) 本工事において、樹木等の伐開除根等の作業が発生した場合は協議対象でしょうか。
	4) No.0付近に仮設の倉庫のようなものがあり、作業の支障となる可能性があります、事前協議のようなものは行っているのでしょうか。
	5) 内7号及び内8号の溶接金網は材料費のみの計上でしょうか。
	6) 単54号 伸縮目地 は材料費のみの計上でしょうか。
	7) 舗装表面仕上詳細図に『注入目地』の記載がありますが、数量に計上されていません、協議対象でしょうか。
	8) 落札・契約後、資材等が高騰した場合は変更協議対象と考えてよろしいでしょうかご教授願います。
	9) 2号集水柵のグレーチングについて数量計算書(T-2 485*600*38)と図面(T-14 501*600*50)とで差異がありますが、どちらかご教授願います。

受付印



- 回答1 積算資料令和4年3月時点の単価(AR-TPT-11W同等品)を採用しております。
- 回答2 敷鉄板の設置について協議対象となります。
- 回答3 樹木等の抜開除根等の作業が発生した場合協議対象となります。
- 回答4 No.0付近仮設倉庫の事前協議について現時点では未協議となります。
- 回答5 内7号及び内8号の溶接金網は材料費のみの計上となります。
- 回答6 単54号 伸縮目地 は市場単価を採用しており、材料費と労務費を含みます。
- 回答7 舗装表面仕上に使用する「注入目地」について積算未計上を確認しました。協議の対象とします。
- 回答8 契約約款第25条による対応といたします。
- 回答9 2号集水柵のグレーチングについて図面(T-14 501*600*50)が正となります。